

特

別児童扶養手当をご存じですか

特別児童扶養手当とは、精神または、身体に障害(日常生活において、介護・支援を必要とする疾病・傷病)がある在宅児童について、これらの児童を監護・養育している父母または父母以外の者に、その児童の福祉を増進する目的で支給される手当のことです。

○対象となる児童

父母や父母以外のものに監護・養育されている、20歳未満で政令別表第三に定める程度の障害の状態にある児童です。

※「政令別表第三に定める程度の障害の状態の内容についての詳細は、お問い合わせください。」

ただし次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

○該当しなくなる要件

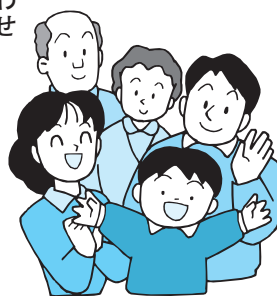
・対象児童およびその監護を行う父母や養育者の住所が日本国内にないとき

・対象児童が障害を事由とする年金給付を受けるとき(児童扶養手当・児童手当・障害児福祉手当との併給は可能)

・対象児童が福祉施設に入所しているとき

○手当額

手当の額は、障害の程度に応じて決定されます。なお、所得限度額がありますので支給されない場合もあります。



■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118

ひ

ひとり親家庭等の無料法律相談を実施します

生活上の諸問題について専門的に解決することが必要な、ひとり親家庭の方などを対象として、弁護士による巡回相談を実施します。

■日時

12月21日(金) 13時～15時

(ご予約をお願いします)

■会場

多久市 中央公民館

■対象

ひとり親家庭および寡婦

■相談内容

○離婚に伴う養育費および財産分与の問題

○配偶者の事故死補償問題

○遺産相続

○金銭貸借問題

○その他専門的に解決を要する問題

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118

県の無料法律相談も

ご利用ください

県母子福祉センターでは、毎月第2・第4木曜日に無料法律相談を実施しています。

■問い合わせ 佐賀市 鬼丸7-18

佐賀県 母子福祉センター

☎ 24-0064



上手に使おう!

個人情報

誤解してませんか?

個人情報保護法

個人情報保護法は「個人の権利・利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものです。法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切です。



※詳しくは、内閣府国民生活局ホームページをご覧ください。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/>

■問い合わせ

市民生活課市民係

☎ 75-6116